

## 学校感染症等に関わる登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健法思考規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、

年	月	日
---	---	---

以降の登園が可能であると判断しました。

なお、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。

クラス 年齢	歳	氏名	
-----------	---	----	--

- 病名
- |                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 1.麻疹(はしか)         | 8.インフルエンザ                          |
| 2.風疹(ふうしん)        | 9.腸管出血性大腸菌感染症                      |
| 3.水痘(みずぼうそう)      | 10.流行性角結膜炎                         |
| 4.流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 11.急性出血性結膜炎                        |
| 5.百日咳             | 12.A群溶血性連鎖球菌咽頭炎(A群溶連菌感染症)          |
| 6.咽頭結膜熱(プール熱)     | 13.感染性胃腸炎<br>(ノロ・ロタ・アデノウイルス等によるもの) |
| 7.結核              | 14.アデノウイルス感染症                      |
|                   | 15.その他の伝染病<br>(病名 )                |

○その他の伝染病とは、必ずしも感染症法・学校保健法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

年 月 日

医療機関：

診察医師：

## 医療機関へのお願い

和泉市の公立保育園・民間保育園・幼児教室では、学校伝染病にかかった子どもが登園するときは、この意見書を提出するよう指導してありますので、よろしくお願ひします。  
(なお、この意見書代につきましては、和泉市医師会に無料で協力を依頼しています。)